

平成28年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年5月30日（月）午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定（別記のとおり）
第3 諸報告
第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
第6 議案第22号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成
に向けた活動計画について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

（開会14時00分）

[事務局]

それでは、ただいまから平成28年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、13番 永友 清太委員・14番 渡瀬 俊弘副会長を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日5月30日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日5月30日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【5月】6日（金）平成28度高鍋町農業者年金受給者協議会総会がホテル泉屋で行われています。11名の委員さんに出席していただいております。事務局からは全職員が出席しております。11日（水）第2回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催されております。会長が出席しております。同じく11日（水）平成28年度高鍋町環境保全型農業推進協議会総会が高鍋町役場第1会議室で行われています。会長が出席しております。同じく11日（水）平成28年度高鍋町新農業振興対策協議会総会が高鍋町役場第1会議室で行われています。会長が出席しております。同じく11日（水）高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が高鍋町役場第1会議室で行われています。会長が出席しております。12日（木）全国農業新聞全国統一普及月間に伴う市町村巡回が行われています。高鍋町役場第3委員会室で行われています。会長、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。13日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会、平成28年度通常総会が高鍋町役場第3会議室で行われています。会長、事務局からは鳥井が出席しております。16日（月）尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が川南町役場で行われています。会長が出席しております。20日（金）西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会、平成28年度通常総会が都農町役場で行われています。会長、事務局からは鳥井が出席しております。23日（月）現地調査となっております。水町委員、大福委員、渡瀬副会長、事務局からは鳥井、佐野主査となっておりますが鳥井は他の行事で出席できませんでしたので佐野主査1人で事務局からは出席しております。25日（水）農地あっせん委員会です。高鍋町役場第3委員会室で鳥井、三笠補佐が出席しております。

委員が抜けておりましたけども、渡瀬副会長と永友祥一委員です。失礼いたしました。26日(木)平成28年度全国農業委員会会長大会が東京都文京区文京シビックホールで行われています。会長が出席しております。30日(月)平成28年度第5回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席となっております。

業務計画【6月】です。6日(月)平成28年第2回高鍋町議会定例会開会予定となっております。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。同じく6日(月)平成28年度児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターで行われる予定です。会長が出席予定です。10日(金)第3回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。同じく10日(金)第1回宮崎県農業会議理事会が宮崎県トラック協会で行われる予定です。20日(月)第42回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。21日(火)現地調査となっております。永友定己委員、森委員、永友祥一委員、事務局から鳥井、佐野主査が出席予定です。23日(木)第1回宮崎県農業会議通常総会がウェルシティー宮崎で開催予定です。会長が出席予定です。28日(火)平成28年第6回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席予定となっております。業務報告、業務計画については以上です。

[事務局]

3ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願いについてです。1番申出者 ○○ ○○ ○○番 ○○○○ 農地の所在大字○○字○○ ○○番 田 181 m² 平成26年第4回高鍋町農業委員会総会において大西委員及び当時加藤委員があっせん委員に指名された売渡申出につきまして4月26日に取下げ願が提出されました。取下げの理由につきましては新たな買受人が見つかったことによるものです。

続きまして4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。1番農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,649 m² 賃貸人 ○○ ○○ ○○番 ○○○○ 賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日平成28年5月24日、解約成立日平成28年3月24日、土地引渡日平成28年5月31日、解約の理由は別の借入地が見つかったことによる合意解約となります。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[14番]

はい、あっせん委員会の説明をいたします。今月の25日午前10時から売り手〇〇〇〇さん、買い手〇〇〇〇さん、事務局から鳥井局長、三笠補佐、〇〇から〇〇〇〇さんに出席をいただきまして、永友祥一委員と私〔渡瀬副会長〕の立ち合いであっせん委員会が開かれました。面積は6,101 m²、価格が10a当たり〇〇ということで、総額〇〇であっせんが成立したことを報告いたします。

[議長]

他に質問はありませんか。【質疑なし】それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

次に 日程第4、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積72 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっています。担当の永友清太委員より説明をお願いいたします。

[13番]

はい説明します。7ページをお開きください。申請地の所在は国道10号線〇〇から西に少し入ったところがございます。8ページをご覧ください。赤で示してある所が申請地ですが、隣の〇〇と合わせまして譲渡人の〇〇〇〇さんが貸家を建てるということで、平成25年度に申請があがっておりまして許可されております。その後〇〇につきましては貸家ではなくて、一般の個人住宅を建設するというので平成26年に事業内容を変更ということで新たに転用の申請がされて認められて現在宅地となっております。〇〇の申請地につきましては貸家を造るということで、申請がそのまま許可されてる状態で残っていた経緯がございます。今回譲受人の〇〇〇〇さんは現在アパートにお住まいで高鍋に永住したいという希望もあり土地をさがしていたところ申請地が適地だと考えられたようです。右隣の〇〇と一緒に購入をされまして家を建てられる計画です。従いまして、貸家から一般個人住宅を建てるという事で再度事業内容を変更したことに伴います転用の許可申請となりました。周囲に農地は

ありませんので問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

今、担当委員の説明があったとおりであります。5月23日に水町委員、大福委員、と私〔渡瀬副会長〕で佐野主査の案内で現地調査をいたしました。清太委員のおっしゃるとおり平成25年に、賃貸住宅ということで申請がありまして許可がおりております。その後3回ほど事業変更がありましたけど、今回、個人住宅の申請で出されております。検証の結果問題は無いと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請書は住宅等が連担する区域に隣接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地であると判断されます。第2種農地は転用許可対象であります。転用目的は一般個人住宅であり転用面積は72㎡となっております。こちらは事業計画の変更となります。用途は貸家となっておりますが事業が計画通りに遂行できなくなった為、今回は転用目的を一般個人住宅として申請が提出されております。現在譲受人は高鍋町内のアパートに居住し生活しております。高鍋町に定住したいと思い土地を探していたところ当該申請地が利便性と環境に良い適地と判断し、また譲渡人と折り合いが付き売買契約を結べる状態となった為今回の申請に至っております。ブロック塀を設置し雨水が周辺地に流れ込まないように留意し、汚水は合併浄化槽を設置し処理するように計画されております。なお汚水処理につきましては確約書が添付されております。事業費は譲渡価格〇〇円、建築費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原

案のとおり承認と決定といたしました。

次に日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について利用権設定となります。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 9,175 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇他4名 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この申請地につきましては共有名義の土地となっておりますが、利用集積計画書において権利者全員の同意が得られることを確認しております。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この所在地は〇〇の交差点の住宅の周りの畑なのですが、ここは現在あっせんにあがっております。まだあっせんが成立しておりませんで、あっせんの決まるまでということです。この畑は以前にも〇〇〇〇さんが作っておられたんですけど、再度利用権設定という事です。以前は〇〇〇〇さんという方が住んでおられたんですが亡くなられて相続者が5名おられて、その方からの利用権設定という事です。〇〇〇〇さんも〇〇の周辺で相当数の畑を耕作されております。親子でやっておられますが、〇〇〇〇さんも一生懸命頑張っておられますので他に問題は無いと思いますのでよろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問等はございませんか。【質疑なし】それでは質問も無いようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

2番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,649 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請は諸報告の中でありました解約の土地と全く同じ土地でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新しい利用権設定の申請です。この畑は〇〇の〇〇に上がりきった所のすぐ南側の畑でございます。現在は耕耘されて、7月初めに素肥としてひまわり、その後にキャベツを植栽するという事で管理されているようです。問題無いと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。【質疑なし】それでは質問も無いようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

3番 農地の所在 〇〇大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,455㎡外1筆利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定です。〇〇〇〇さんは〇〇では〇〇を受けておられますが、今回高鍋で〇〇を取られて〇〇〇〇さんの土地を購入されるという約束までは出来ております。今回、つなぎという形で利用権の設定となりました。無償となっておりますけど、今度〇〇が通ったらあっせんという形になると思います。どうかよろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問も無いようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

続きまして、日程第6議案第22号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

13ページをお開きください。議案第22号平成27年度の目標及びその

達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを説明いたします。この件につきましては第3回総会時にご審議いただくと共にご承認いただき4月に高鍋町ホームページに掲載しまた窓口にて縦覧し広く意見の募集を1ヶ月間行いましたが意見はございませんでした。この事を報告し平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを原案のまま再度提案し承認をいただくものです。意見等ございませんでしたので、3月の総会にかけたままの原案を再度提出させて頂いております。なお詳細につきましては第3回総会にて説明させて頂いておりますので省略させて頂きます。以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時35分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 3 番

署名委員 1 4 番